

今後の学校における食育の在り方について（中間まとめ）概要

本中間まとめは、食育の基本的考え方と食育に関する事業・取組についてを中心として中間的にまとめたものである。

今後更に検討を行い、本年12月を目途に最終報告をまとめる予定である。

1 食育の基本的考え方について

（1）食育の目的について

「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する」（食育基本法第2条抜粋）を再確認し、各学校における取組をつなぎ、点から線へ、そして多様な関係者が連携・協力しながら国民運動として食育を推進していく必要がある。

（2）食育の場・対象について

家庭、地域へのアプローチ方法を始め、学齢期前から高校以降も食育の場・対象として幅広く捉え、様々な角度からの取組を行っていくべきである。

（3）食育の視点について

従来より学校における食育の視点としてきた6つの観点（①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、⑥食文化）を基本としつつ、様々な社会状況に応じた多角的な視点を持って取り組むこととする。

2 今後の学校における食育の在り方

（1）食育に関する事業・取組について

平成26年度以降の文部科学省の事業として、「スーパー食育スクール（SSS）」と「食育の教科書」の2つを提案する。

「スーパー食育スクール」（SSS）

現在の「栄養教諭を中核とした食育推進事業」を発展させ、「食とスポーツ」、「食と健康」、「食と学力」などテーマを明確にして重点的に取り組む「スーパー食育スクール（SSS）」を全国で指定する。関係府省庁と連携して取組を推進する。

「食育の教科書」

各学校間の取組の温度差を解消するためには、学校現場で食育を指導するための「食育の教科書」のような教材の在り方についても研究をする必要がある。

（2）食育に関する指導内容・方法について

次期学習指導要領の改訂を視野に入れて検討する。

（3）学校給食の充実について

地産地消などで学校における食育の「生きた教材」である学校給食の一層の充実を図る。

（4）栄養教諭の配置・役割について

栄養教諭の計画的な配置拡大をしていくことが必要。

(5) 家庭へのアプローチについて

学校での取組を通じて家庭へアプローチしていくことが必要。

(6) 地域へのアプローチについて

栄養バランスのよい学校給食を「給食グルメ」として官公庁や企業の食堂で提供することで、食育や学校給食への関心を高める。地域の人材を食育のコーディネーターとして参画してもらうことも今後の検討課題である。